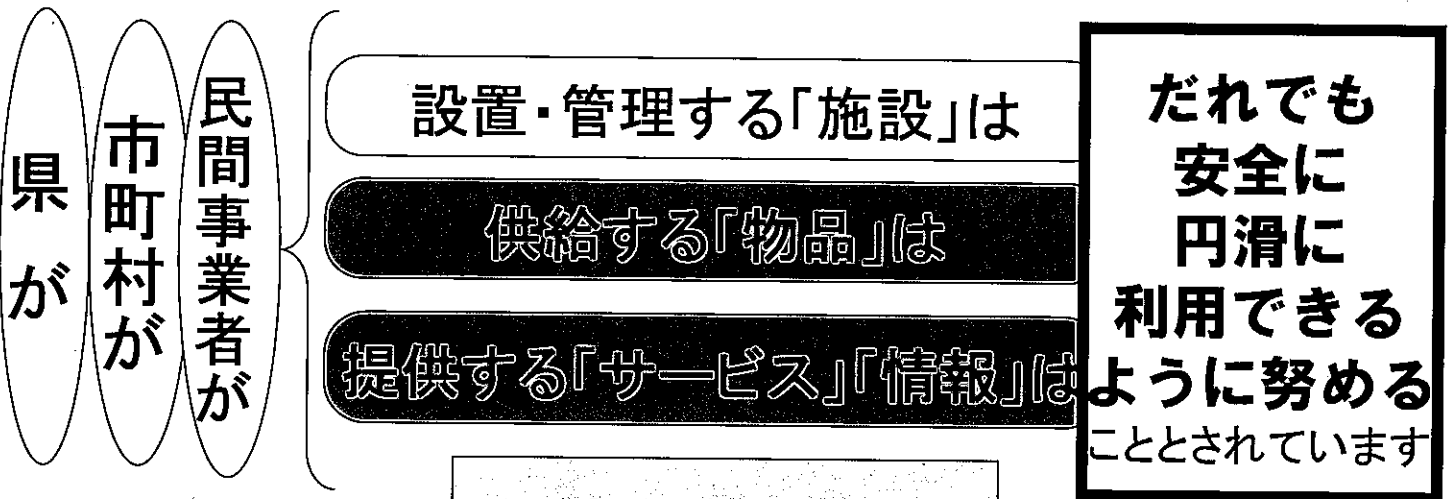


# ひとにやさしいまちづくり条例の紹介

すべての人が

- 1 個人として尊重される
  - 2 自らの意思によって自由に行動できる
  - 3 あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される
- 地域社会を目指すものです。

## <具体的な内容>



そのために

不特定多数が出入りするところです

「公共的施設整備基準」を策定しています。

公共的施設でもとくに重要なところです

「特定公共的施設」を整備する場合の、建築主事に対する事前協議をお願いしています。

啓発啓発等を図ります

広報啓発活動の実施

教育現場での活動

情報提供の実施

人材育成を進めます

ボランティア活動の促進

県民一人ひとりの力で「ひとにやさしいまちづくり」